



第2期熊取町地球温暖化対策実行計画

平成 19 年 3 月

熊 取 町

目 次

第1章 基本的事項	1
第1節 計画策定の背景.....	1
第2節 計画の期間.....	4
第3節 計画の範囲.....	5
第4節 温室効果ガスについて.....	6
第5節 温室効果ガス排出量の算定.....	7
第2章 温室効果ガス排出状況	10
第1節 活動量.....	10
第2節 温室効果ガス総排出量.....	11
第3章 削減目標	13
第1節 目標設定についての考え方.....	13
第2節 削減目標.....	14
第4章 取組の設定	18
第1節 日常的な取組.....	19
第2節 省エネ・新エネ設備導入に関する取組.....	24
第5章 実施・運用について	26
第1節 作業の内容.....	26
第2節 公表（住民への啓発）.....	27
第3節 推進体制の強化.....	28
- 資料 編 -	30
資料 - 1 熊取町地球温暖化対策推進委員会設置要綱.....	30
資料 - 2 地球温暖化対策の推進に関する法律（関係部分抜粋）	33

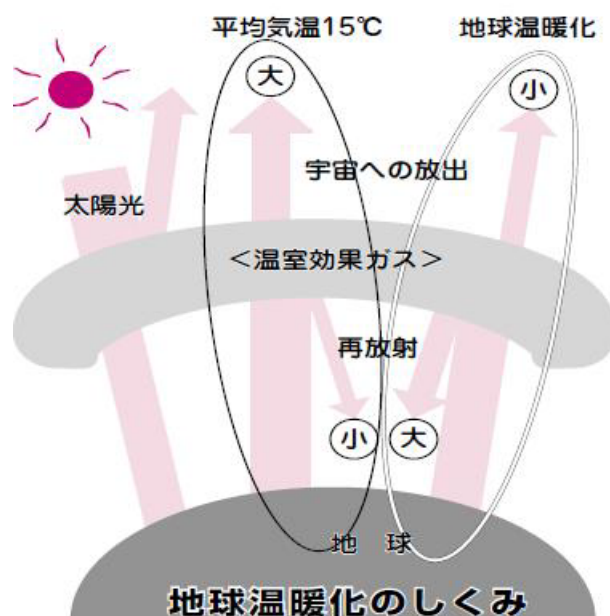
第1章 基本的事項

第1節 計画策定の背景

1. 地球温暖化のメカニズム

地球の地表付近の気温は、太陽から届く日射エネルギーと地球から宇宙へ出ていく熱とのバランスで決まります。もし、熱のやり取りがこれだけならば、地表への日射が途切れたとたんに、熱を放出するのみとなり、急激に地表は冷えていくはずですが、ところが、大気中には、二酸化炭素などの温室効果ガスがあるために、地表から放出される熱のうちの何割かを吸収して大気は温まります。温められた大気は、再び熱を宇宙空間や地表に向かって放射し地表を温めます。こうして、地表付近の気温は、全地球平均で15℃前後に保たれ、人間や動植物にとって住みよい環境になっています。

しかし、この温室効果ガスが大量に大気中に排出されるようになると、大気中の温室効果ガスの濃度が高まり、地表へ再放射される熱が大きくなり、地表付近の気温が徐々に上昇してきています。この現象を「地球温暖化」といいます。



温室効果ガスは、発電、各種製品の製造、車両の運行、オフィス活動、廃棄物の処理など、私達の日常生活を含む社会経済活動のあらゆる場面から排出されています。

2. 地球温暖化の影響

気候変動に関する政府間パネル(I P C C 1)による地球温暖化に関する調査が進み、2007 (平成19)年2月に公開された第4次評価報告書(2)第1作業部会報告書の概要では、気候システムに温暖化が起こっていると断定するとともに、人為起源の温室効果ガスの増加が温暖化の原因であるとほぼ断定しました。また、過去100年間(1906~2005年)に、世界平均気温が長期的に0.74 上昇し、20世紀中の海面水位上昇量は17cmとなっており、このまま地球温暖化が進行すると、21世紀末の環境の保全と経済の発展が地球規模で両立する社会においても、平均気温が現在よりも1.1 ~2.9 上昇し、これに伴い平均海水面は、18~38cm上昇すると予測されています。

また、このような地球温暖化がこのまま進行すると次のような地球の生態系や人類の生存まで脅かすような深刻な問題を引き起こすおそれがあることが指摘されています。

- (1) 海面水位の上昇による陸域の侵食
- (2) 豪雨や干ばつなどの異常気象の増加
- (3) 生態系への影響
- (4) 農業生産や水資源への影響
- (5) 人の健康への影響(マラリア等感染症の増加など)

1 気候変動に関する政府間パネル(I P C C)

地球温暖化問題の科学的側面について討論を行う場として、U N E P (国連環境計画)とW M O (世界気象機関)の共催により1988年11月に設置され、世界の科学者を1千人以上動員し、最新の科学的知見を集大成し、世界にレポートを発表している。

2 第4次評価報告書

第4次評価報告書は、第1~第3の各作業部会報告書及び統合報告書から構成され、今般の第1作業部会報告書に引き続いて、第2・第3作業部会報告書の審議・承認・公開が順次行われ、2007年11月に統合報告書が承認・公開される予定である。

3．計画の背景と目的

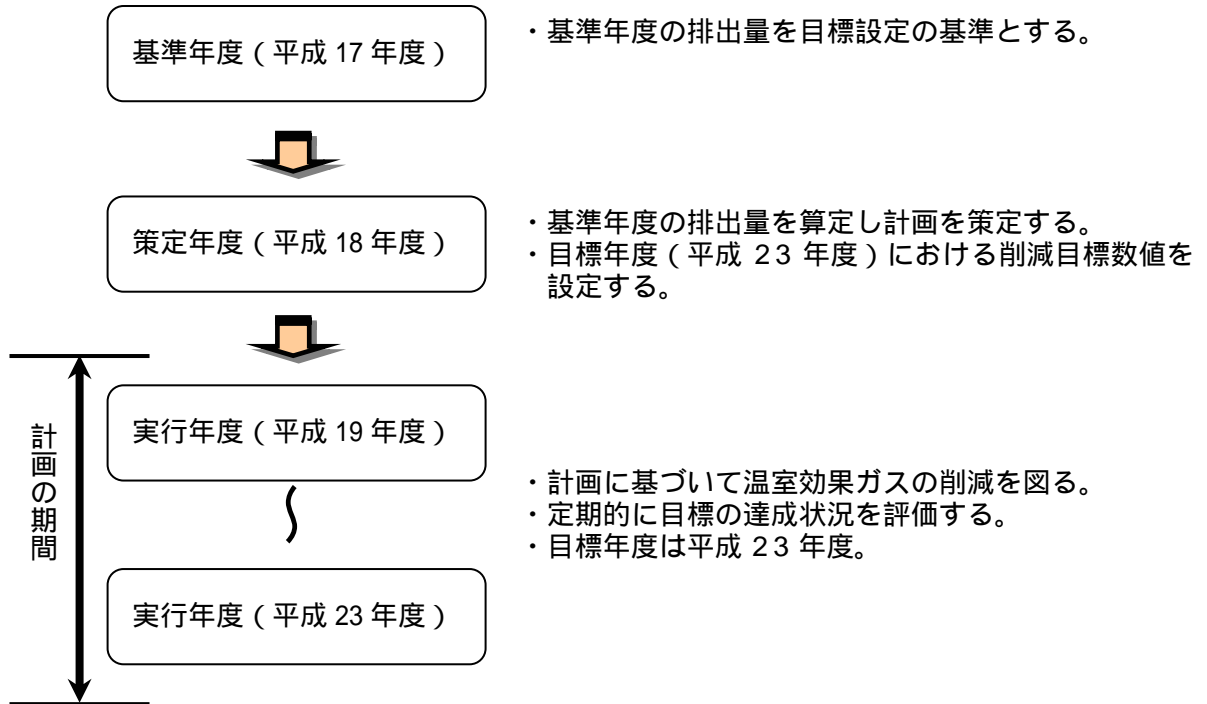
地球温暖化問題は、人類が繰り返してきた大量の生産・消費・廃棄型のライフスタイルが主な要因と考えられており、問題解決のためには、人類全てが日々の生活を見直していくことが必要になります。

1997（平成9）年に京都で開催されたCOP3（気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議）において採択された「京都議定書」をロシアが批准したことにより2005（平成17）年2月に発効し、我が国の温室効果ガスの総排出量を「2008（平成20）年から2012（平成24）年の第1約束期間に1990（平成2）年レベルから6%削減する」との目標が、日本に課せられた義務となりました。また、京都議定書の発効をうけ、2006（平成18）年6月に改正された「地球温暖化対策の推進に関する法律」（地球温暖化対策推進法）第21条の規定により、市町村は、国の定める「京都議定書目標達成計画」を勘案して、その自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出削減等のための総合的かつ計画的な施策を実施するための『実行計画』の策定が義務づけられています。

本町においても、2002（平成14）年3月に「熊取町地球温暖化対策実行計画」を策定し、職員が一丸となって、削減目標値の達成に向けて対策に努めてきたところですが、2006（平成18）年度で計画期間が終了したことに伴い、2007（平成19）年度以降においても、町自らが、事業者及び消費者として他の模範となる率先的な行動を一層促進し、温室効果ガスのさらなる排出抑制を進めるため、「第2期地球温暖化対策実行計画」を策定するものです。

第2節 計画の期間

本計画は、平成17年度を基準年度とし、平成19年度から平成23年度までの5年間を計画期間とするものです。(以下参照)



第3節 計画の範囲

本計画の対象は、本庁及び出先機関を含めた全ての事務、事業を対象とし、表1-3-1に示す組織・施設を対象とします。

表1-3-1 計画の範囲

組織	施設
秘書室	秘書係 人事係
政策推進部	企画課
	広域政策課
	情報政策課 (庁内PC) 人権推進課
総務部	総務課 役場庁舎(共用公用車)
	財政課
	税務課
	税務課納税室
住民部	行政課
	住民課 駅前住民サービスコーナー、防犯灯
	産業振興課
	環境企画課 斎場、放置自転車等保管所
	環境保全課 大原衛生公苑
	環境保全課リ・ソファ 室 環境センター 環境センター(廃棄物の焼却)
健康福祉部	健康課
	介護サービス課
	福祉課 熊取ふれあいセンター
	子ども家庭課 子ども家庭課児童室 保育所(6)
	保険年金課
都市整備部	まちづくり政策課
	建築課
	下水道課 ホンプ場及び処理場跡 中継ホンプ場(2)、マンホールホンプ場(31)、汚水処理場跡(1)
事業部	道路河川課
	管理課 自由通路(駅前広場)、道路灯
	用地課
公園課 野外活動ふれあい広場、長池オアシスセンター、奥山雨山自然公園・その他公園(75)	
出納室	出納室
水道部	上水道課 上水道施設 南海受水・配水場(庁舎)、中央受水場、永楽浄水場、配水池等無人施設(6)
議会事務局	議会事務局
消防本部	消防署総務課 消防署(庁舎)、消防団器具庫(5)
教育委員会事務局	学校教育課 小学校(5)、中学校(3)
	生涯学習推進課 熊取交流センター(煉瓦館)、中家住宅、公民館(町民会館含む)、勤労青少年ホーム
	図書館 熊取図書館
	スポーツ振興課 ひまわりドーム、町立グラウンド(2)

備考) 施設名の後に付した数値は施設の数を示しています。(平成17年度末調べ)

第4保育所は、平成19年4月より民営化することから除いています。

第4節 温室効果ガスについて

本計画の対象となる温室効果ガスは、法律第2条第3項において、表1-4-1に示す6種類のガスとされており、平成17年度に我が国から排出された温室効果ガスの地球温暖化への直接的寄与度の約95%は、二酸化炭素によるものとされています。(図1-4-1参照)

なお、本町の事務・事業より排出される温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFCの4種類のみとなっています。

表1-4-1 温室効果ガス

温室効果ガス	概要
二酸化炭素	最も代表的な温室効果ガスで、化石燃料の燃焼等により発生する。
メタン	可燃性で天然ガスの主成分。 近年大気中濃度が増加しており、主な発生源は石炭・石油の採掘、水田や低湿地、反芻動物やシロアリの消化器官など酸素のないところでの微生物による活動等である。
一酸化二窒素	亜酸化窒素とも呼ばれる常温常圧で無色の気体。 手術の際の麻酔剤として使用される。主な人為的発生源としては窒素肥料を施した農耕地、畜産排泄物等がある。
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒等に使用されている。
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体等の製造時や電子部品の不活性液体等として使用されている。
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用等として利用。

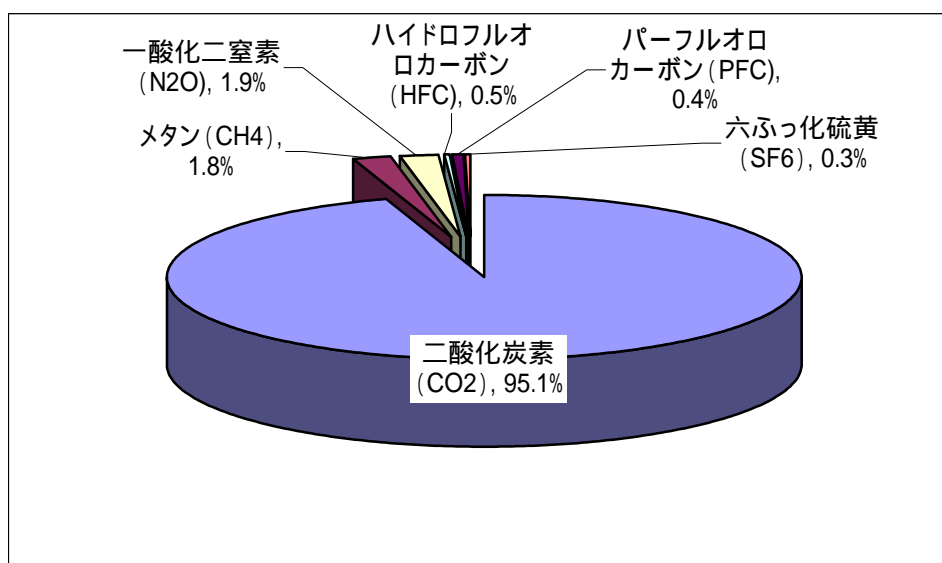


図1-4-1 我が国が排出する温室効果ガスの地球温暖化への直接的寄与度
(環境省 平成17年度速報値)

第5節 温室効果ガス排出量の算定

1. 温室効果ガスの算定方法

温室効果ガスの排出量は、活動項目ごとに把握した活動量に、対応する「排出係数」¹を乗じた後、さらに「地球温暖化係数」²を乗じることによって二酸化炭素換算にした温室効果ガス排出量を算定します。(図1-5-1参照)

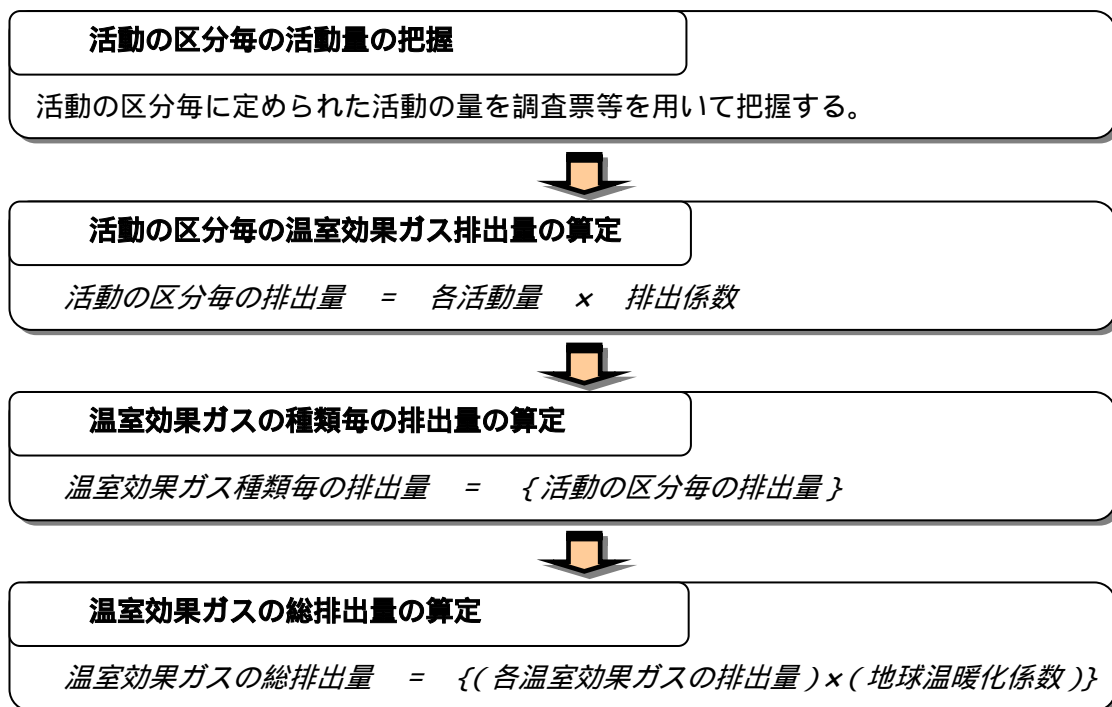


図1-5-1 温室効果ガス排出量算定の手順

¹ ある活動をした場合の量（活動量）に乗じることによって、温室効果ガス排出量を算定する係数。

² 各温室効果ガスの温室効果をもたらす程度を、二酸化炭素の程度に対する比で示した係数。

2. 計画で用いた排出係数及び地球温暖化係数

本計画期間における排出係数及び地球温暖化係数は、平成17年2月の京都議定書の発効に伴い施行された地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条(平成18年3月24日一部改正)に規定されている排出係数(表1-5-1～表1-5-4)を用いるものとします。

表1-5-1 二酸化炭素の排出係数と地球温暖化係数

活動項目	活動量 単 位	排出係数	地 球 温 暖 化 係 数	備 考
ガソリン	L	2.32	1	活動量は使用量
灯油	L	2.49		
軽油	L	2.62		
A重油	L	2.71		
LPガス	kg	3.00		
都市ガス	m ³	2.08		
電気	Kwh	0.555		
天然ガス	m ³	2.08		
一般廃棄物に含まれる廃プラスチック焼却量	t	2,695		活動量は焼却量

表1-5-2 メタンの排出係数と地球温暖化係数

活動項目	活動量 単 位	排出係数	地 球 温 暖 化 係 数	備 考	
普通・小型乗用車(ガソリン)	km	0.000010	21	活動量は走行距離 ()内は燃料の種類	
軽自動車(ガソリン)	km	0.000010			
普通貨物車(ガソリン)	km	0.000035			
小型貨物車(ガソリン)	km	0.000015			
軽貨物車(ガソリン)	km	0.000011			
特殊用途車(ガソリン)	km	0.000035			
普通・小型乗用車(軽油)	km	0.000002			
バス(軽油)	km	0.000017			
普通貨物車(軽油)	km	0.000015			
特殊用途車(軽油)	km	0.000013			
一般廃棄物(連続式焼却施設)	t	0.00096			活動量は焼却量
一般廃棄物(准連続式焼却施設)	t	0.072			

表 1 - 5 - 3 一酸化二窒素の排出係数と地球温暖化係数

活動項目	活動量 単 位	排出係数	地 球 温暖化 係 数	備考
普通・小型乗用車(ガソリン)	km	0.000029	310	活動量は走行距離 ()内は燃料の種類
軽自動車(ガソリン)	km	0.000022		
普通貨物車(ガソリン)	km	0.000039		
小型貨物車(ガソリン)	km	0.000026		
軽貨物車(ガソリン)	km	0.000022		
特殊用途車(ガソリン)	km	0.000035		
普通・小型乗用車(軽油)	km	0.000007		
バス(軽油)	km	0.000025		
普通貨物車(軽油)	km	0.000014		
特殊用途車(軽油)	km	0.000025		
一般廃棄物(連続式焼却施設)	t	0.0565		活動量は焼却量
一般廃棄物(准連続式焼却施設)	t	0.0534		

表 1 - 5 - 4 H F C の排出係数と地球温暖化係数

活動項目	活動量 単 位	排出係数	地 球 温暖化 係 数	備考
HFC-134a 封入カーエアコン	台	0.015	1300	活動量は使用台数

第2章 温室効果ガス排出状況

第1節 活動量

基準年度（平成17年度）における、対象施設全体の温室効果ガス排出に係る活動量は、表2-1-1のとおりです。

表2-1-1 基準年度の活動量

項目		単位	活動量	備考	
燃料使用量	ガソリン	L	35,092	自動車、草刈り（大原衛生公苑、ひまわりドーム）	
	灯油	L	91,412	暖房、廃棄物焼却（環境センター）、斎場	
	軽油	L	16,791	自動車、草刈り	
	A重油	L	139,000	廃棄物焼却（大原衛生公苑）、小学校の暖房	
	LPガス	Kg	49,652	給湯、調理、浴室、実験	
	都市ガス	m ³	234,258	給湯、調理、空調	
	天然ガス	m ³	6,645	自動車	
電気使用量		Kwh	11,121,269	照明、動力、空調、OA機器等	
自動車の走行距離	ガソリン	普通・小型乗用車	Km	46,250	出張、送迎、事務連絡、安全パトロール、広報、荷物運搬等
		軽自動車	Km	43,471	出張、事務連絡、安全パトロール、現場調査、徴収、家屋調査、荷物運搬等
		小型貨物車	Km	13,781	出張、現場調査、荷物運搬等
		軽貨物車	Km	158,223	出張、事務連絡、現場調査、荷物運搬等
		特殊用途車	Km	47,063	救急、消防、廃棄物運搬、資機材運搬等
	軽油	普通・小型乗用車	Km	5,653	出張等
		バス	Km	3,095	住民輸送、職員輸送
		普通貨物車	Km	48,184	廃棄物運搬（環境センター）
		特殊用途車	Km	14,456	救急、消防、廃棄物運搬
	カーエアコンの使用		台	70	-
一般廃棄物焼却量	全量	t	14,839	環境センター	
一般廃棄物（准連続式焼却施設）		t	804	大原衛生公苑	

参考 廃プラスチックの焼却量 1,750 t

一般廃棄物焼却量全量に係る廃プラスチック混入率：11.79%（過去9年間の平均）

第2節 温室効果ガス総排出量

1. 活動項目別排出量

計画対象施設からの、基準年度（平成17年度）における温室効果ガス総排出量（以下、総排出量という。）は、7,831,030kg-CO₂でした。

活動項目別排出量をガス別にまとめたものは、表2-2-1に示すとおりです。

最も排出の多い温室効果ガスは、二酸化炭素で全体の96.44%を占めています。

温室効果ガスの排出に最も関係している活動は、電気の使用によるもので、78.82%を占めており、次いで都市ガスによるものが6.22%、A重油によるものが4.81%となっています。

表2-2-1 温室効果ガス総排出量

温室効果ガス	活動の区分	排出量 (kg-CO ₂)	構成比 (%)
二酸化炭素	ガソリンの使用	81,413	1.04
	灯油の使用	227,616	2.91
	軽油の使用	43,991	0.56
	A重油の使用	376,690	4.81
	L P ガスの使用	148,955	1.90
	都市ガスの使用	487,257	6.22
	天然ガスの使用	13,821	0.18
	電気の使用	6,172,304	78.82
	小計	7,552,047	96.44
メタン	自動車の走行	115	0.00
	一般廃棄物焼却量（連続式）	299	0.00
	一般廃棄物焼却量（准連続式）	1,216	0.02
	小計	1,630	0.02
一酸化二窒素	自動車の走行	2,770	0.35
	一般廃棄物焼却量（連続式）	259,903	3.32
	一般廃棄物焼却量（准連続式）	13,315	0.17
	小計	275,988	3.52
H F C	カーエアコンの使用	1,365	0.02
	小計	1,365	0.02
	合計	7,831,030	100.00

備考) 四捨五入の関係で、表中の合計値と、個別の値の和が若干異なる場合があります。

参考 廃プラスチック焼却に係る温室効果ガス排出量 4,714,910kg-Co2

2. 活動分類別排出量

本町の活動項目は、以下のように分類することができます。

a 電気の使用による排出

発電の際に排出する温室効果ガス。
本町で使用した電気が発電された際に、発電所で排出された二酸化炭素。

b 燃料の使用による排出

化石燃料の焼却に伴う温室効果ガスの排出。
本町で使用される燃料は、ガソリン、灯油、軽油、A重油、LPガス、都市ガスである。なお、ここには、自動車で用いた燃料を含まない。

c 廃棄物の焼却による排出

環境センターや、大原衛生公苑での廃棄物焼却に伴う温室効果ガスの排出。
一般廃棄物（全量）の焼却量から算定されるメタン・一酸化二窒素。
（参考：廃プラの焼却量からは、二酸化炭素が算定されます。）

d 自動車の使用による排出

自動車の走行に伴う温室効果ガスの排出。
自動車の走行距離から算定されるメタン・一酸化二窒素や、自動車の燃料として用いたガソリン・軽油・天然ガスの使用量から算定される二酸化炭素、カーエアコンから漏出するHFC134a。

上記分類別の温室効果ガス排出割合は図2-2-1に示すとおりです。

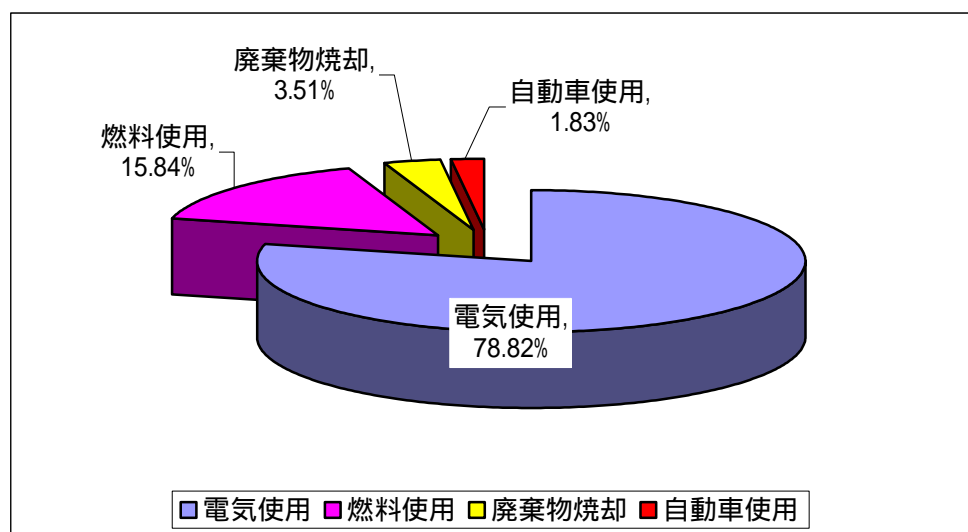


図2-2-1 活動分類別温室効果ガス排出割合

第3章 削減目標

第1節 目標設定についての考え方

削減目標数値の設定にあたっては、町職員一人ひとりが温室効果ガスの削減に対する高い目標意識を持ちつつ、個々の事務・事業の性質的な側面や、各施設の将来にわたる使用見込み等を総合的に勘案することが重要です。

また、平成17年度までの計画対象に係る温室効果ガスの排出量は、全体的な傾向として減少基調に転じはじめたものもあることから、温室効果ガスの排出量の減少基調を確実なものとし、我が国の国際約束である6%削減（1990年比）に可能な限り貢献すべきであることを踏まえて削減目標数値を定めました。

なお、この削減目標数値の達成状況については、計画期間中における施設の新設、廃止、民間等への委託などによる施設数の増減を反映したうえで数値把握を行うものとします。

第2節 削減目標

1. 総排出量の削減目標

本町の総排出量の削減目標は以下のとおりです。

基準年度の温室効果ガス排出量（7,831,030kg-CO₂）を平成23年度までに4.2%削減する。

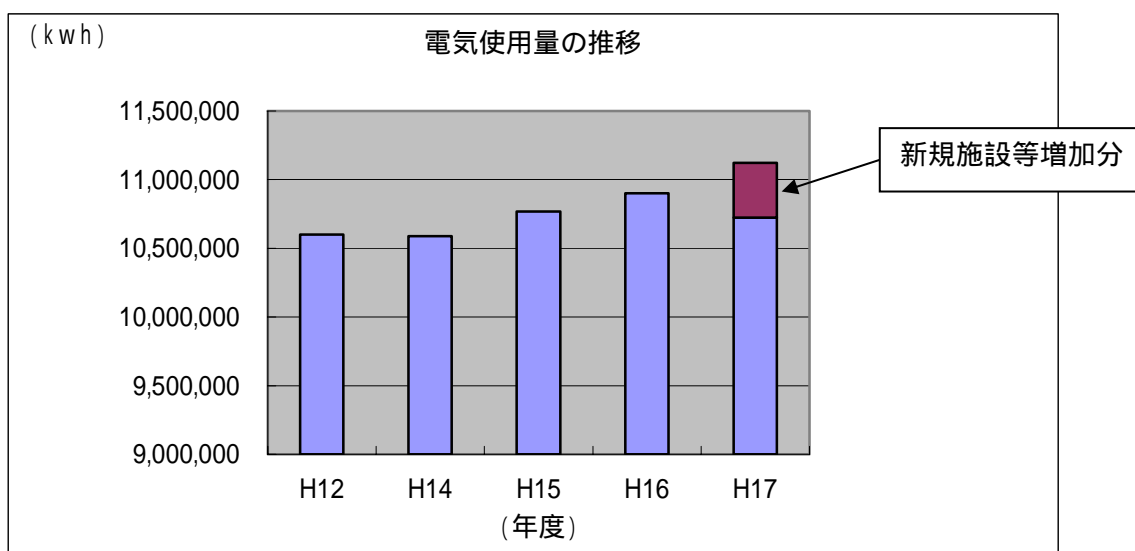
ただし、廃プラの焼却に係る温室効果ガス排出量は除きます。

2. 個別の削減目標

項目別の削減目標は以下のとおりです。

・電気の削減目標

電気使用量は、廃棄物処理施設や教育施設を中心に年々増加してきており、特に17年度においては、熊取交流センター（煉瓦館）野外活動ふれあい広場の新設や大規模改修した消防本部通信指令装置の本格稼動などにより大幅に増加しています。しかしながら、これらの新設の施設等による増加要因を除くと、16年度に比べて1.6%減少しており、16年度まで増加傾向にあった施設のうち減少に転じたものも多くあり、職員の省エネ意識、節電意識の醸成が進みつつあります。

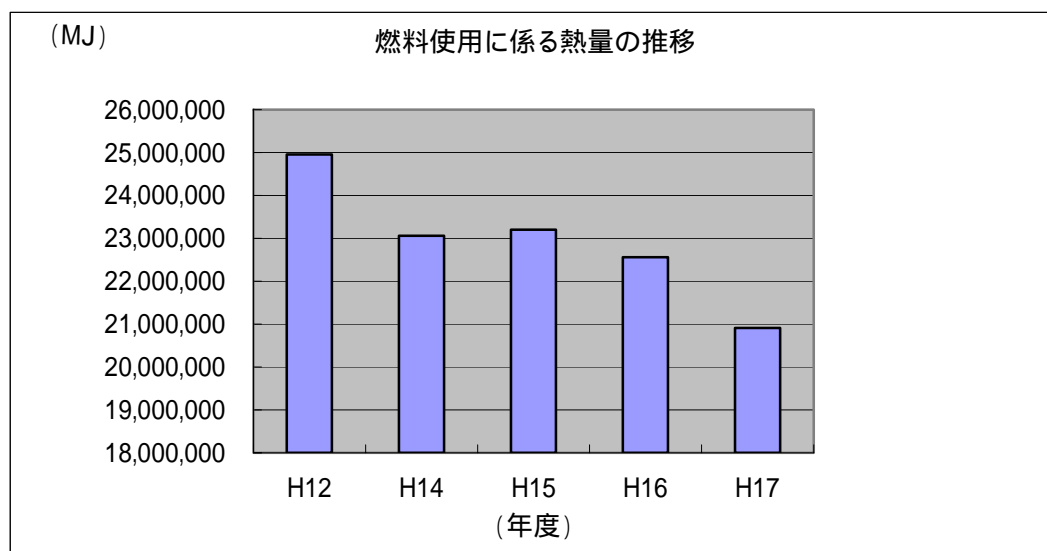


上記の状況を踏まえ、電気使用量の削減目標を次のとおり設定します。

基準年度（平成17年度）の電気使用量（11,121,269kWh）を平成23年度までに4.5%削減する。

・燃料（都市ガス、LPガス、灯油、A重油）の削減目標

燃料使用量は、ひまわりドーム（都市ガス）環境センター（灯油）大原衛生公苑（A重油）斎場（灯油）において大幅に削減できたことから、燃料全体の使用量も平成12年度と比べて、14.2%の削減ができました。



上記の状況を踏まえ、燃料使用に係る熱量の削減目標を次のとおり設定します。

基準年度（平成17年度）の燃料使用量を熱量換算で合計した値（20,910,235MJ）を平成23年度までに3.2%削減する。

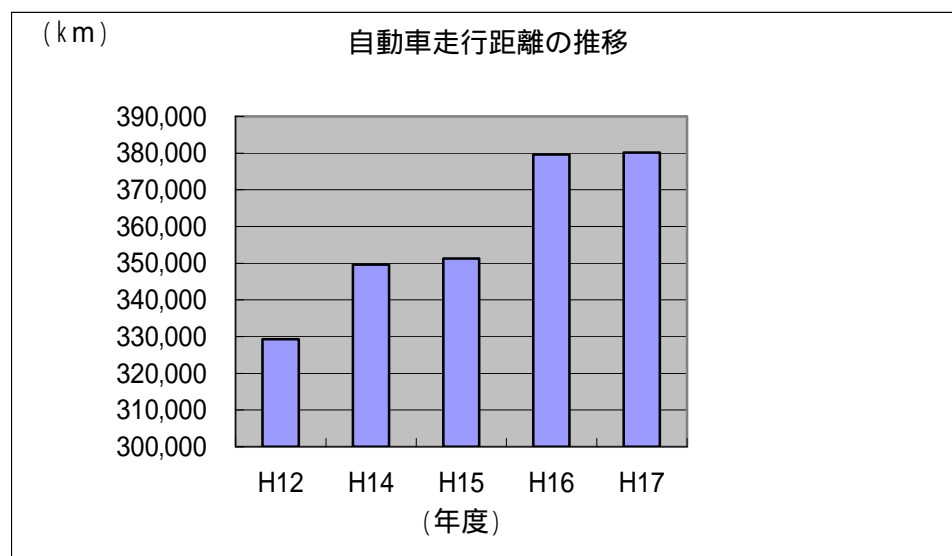
参 考

熱量（MJ） = 燃料使用量 × 単位燃料あたりの熱量（熱量換算係数）

「単位燃料あたりの熱量」：25ページの「表4-2-1」を参照

・自動車に関する削減目標

自動車走行距離は、平成 12 年度に比べて 15%増加しています。これは、廃棄物の運搬業務の増加や、障害者移送サービスなどの福祉サービス、安全パトロールなどの安全安心なまちづくりへの対応を拡充したことにより増加したものです。

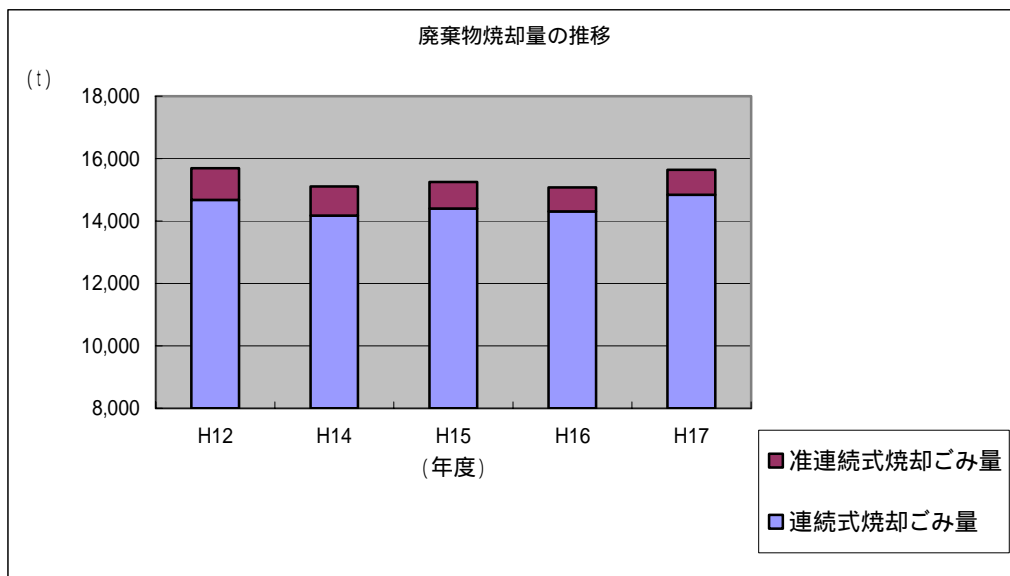


上記の状況を踏まえ、自動車の走行距離の削減目標を次のとおり設定します。

基準年度（平成 17 年度）の自動車走行距離（380,175km）を平成 23 年度までに 4.3%削減する。

・廃棄物の削減目標

廃棄物の焼却は、環境センターにおける連続式焼却ごみ量が、粗大・不燃ごみの電話申込制度導入前の駆け込み的な排出により、1.07%増加しましたが、下水道整備の進捗率の上昇や、浄化槽人口の増加により、し尿処理施設における准連続式焼却ごみ量が20.28%削減でき、焼却量全体として0.31%削減となりました。



上記の状況を踏まえるとともに、一般廃棄物処理基本計画に基づく、ごみの発生抑制や再資源化の推進により、廃棄物の削減目標を次のとおり設定します。

基準年度(平成17年度)の廃棄物焼却量(15,643 t)を平成23年度までに3.4%削減する。

第4章 取組の設定

温室効果ガスの排出量削減に寄与することを目的とした、本町が実施する主な取組は図4-1-1に示すとおりです。

なお、目標を達成するためには、これまでの取組をより一層強化していく必要があります。

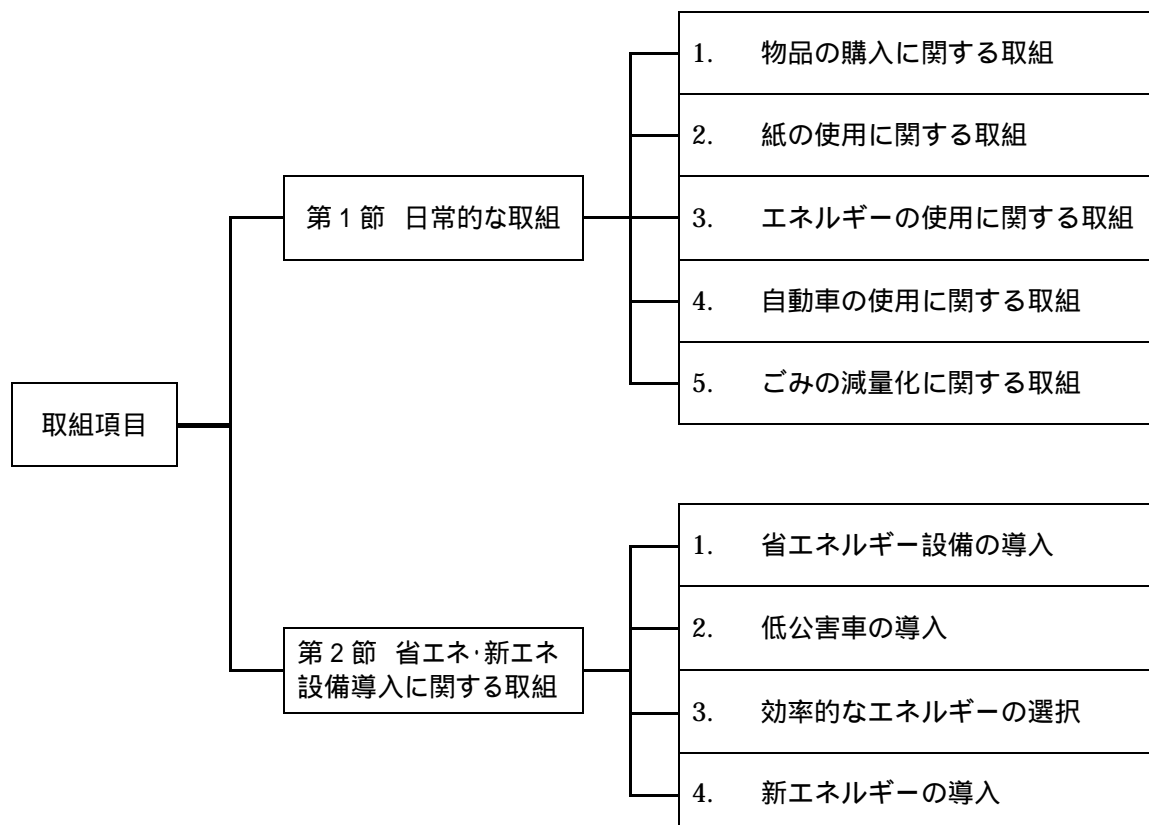


図4-1-1 本町が実施する主な取組

第1節 日常的な取組

本節では、日々の公務の中で心がけることによって温室効果ガスの排出を抑制する取組を、日常的な取組として示しています。

1. 物品の購入に関する取組

本町では、日々の公務の中で様々な物品を調達していますが、それらの物品を製造・運搬・廃棄する過程でも、温室効果ガスが排出されています。そのため、それらの過程において排出される温室効果ガスの量が少ないものを調達することが必要になります。そのため本町では、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(H13年2月閣議決定)に基づいた物品などの購入を推進します。

環境に配慮した物品には、一般にエコマーク、グリーンマーク等の環境ラベルが使用されています。

エコマークは、環境負荷が少ないなど環境保全に役立つと認められる商品につけられるマークで、環境に関する基準と品質に関する基準を満たした、紙、プラスチック製品、繊維製品および事務用品などの製品に表示されています。その中で、使い捨てであるために使用量が多い用紙類の環境に関する基準(一部抜粋)は以下のとおりです。

・ 情報用紙(コピー用紙, フォーム用紙等)

- ・ 原料として、古紙の配合率が70%以上であること。コピー用紙にあっては、原料として、古紙の配合率が100%であること。
- ・ コピー用紙、フォーム用紙にあっては、非塗工用紙または微塗工用紙(両面で12g/m²以下)であること。ただし、片面の最大塗工量は8g/m²とする。
- ・ コピー用紙およびフォーム用紙にあっては、白色度が70%程度以下であること。
- ・ 製造にあたって、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定などを遵守していること。
- ・ 蛍光増白剤は、過剰な使用のないこと。
- ・ 製品の包装は、省資源、リサイクルの容易さ、焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。

・ 衛生用紙(ティッシュペーパー, トイレtpペーパー等)

- ・ 原料として、古紙の配合率が100%であること。
- ・ 製造にあたって、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定などを遵守していること。
- ・ 製品に蛍光増白剤を使用していないこと。
- ・ 製品の包装は、リサイクルの容易さ、焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。

「環境物品等の調達に関する基本方針」

「国等による環境物品の調達に関する法律（グリーン購入法）」に基づき、環境物品等の調達を総合的・計画的に推進するために定められたもの。

環境物品等に係る基本的な考え方、および具体的な「各特定調達品目及びその判断の基準等」が記載されている。

2. 紙の使用に関する取組

本町では、日々の公務の中で多くの紙を使用しています。紙の使用量の削減は廃棄物の量の削減に寄与するため、温暖化抑制のための有用な取組です。

本町では紙の使用量の抑制のために以下の取組を行います。なお、個人情報が記載されている等の機密文書については従来通り、機密の保持を重視した処理を行うものとします。

・文書のペーパーレス化

庁内メール、庁内掲示板を有効に活用し、紙使用量の削減を図ります。

・両面コピーの徹底

コピー機付近に、両面コピーを促す表示を掲示し、両面コピーの促進を図ります。また、再利用ボックスを設けて片面使用済みの紙を回収し、試し刷り等への利用を図ります。

・コピー用紙の回収・再利用

コピー機付近に、古紙回収箱を設け、両面使用済みの紙などの回収を行い、古紙の再利用を図ります。

・使用済み封筒の再利用

送付されてきた封筒は、送信者と受信者を記入する欄を設けたラベルを用いて再利用します。なお、記入欄は複数設けて、複数回の利用を図ります。

3. エネルギーの使用に関する取組

省エネ活動は、本町が排出する温室効果ガス削減に直接的に関わる重要な取組です。

本町では、以下の取組の推進により、本町自らが排出する温室効果ガス排出量の削減に加え、これらの普及啓発による町全体からの温室効果ガス削減を図ります。

・空調機器の温度設定は、室温が夏季28 以上、冬季20 以下になるようにする

冷やしすぎ（暖めすぎ）は、電気のムダだけでなく、暑さ（寒さ）への体の順応を妨げます。本町では、小まめに室温計を確認し空調機器の温度設定を調節したり、クール・ビズ（ウォーム・ビズ）を推奨することにより、夏季と冬季の室温の差の拡大を図ります。

・昼休憩時や晴天時の窓際の消灯

昼休憩時に消灯するには、来客者などに配慮したうえで、自らが、あるいは、当番が必ずスイッチを切る体制をつくります。

・廊下・階段等の共用部分の消灯

消灯しても差し支えのない照明のスイッチには、印（「 」シール等）を貼っているので、こまめに消灯するように心掛けます。

・会議室，更衣室，トイレや給湯室の消灯

必要に応じて点灯した際は、必要が無くなった時点で消灯するよう心がけます。

・昼休憩中のOA機器のスイッチオフ

昼休憩等で長時間使用しない場合は、必ず電源を切るようにします。

・OA機器の省電力（余熱）モードの活用

コピー機の省電力化(余熱)モードを利用することで省電力化を図ります。復帰時間が必要な機種もありますので、コピーのマニュアルを読んで、職場に適した方法を活用します。

パソコンの省電力モード設定及びノートパソコンのフタ閉じを徹底することで省電力化を図ります。フタ閉じは、省電力に繋がるとともに、情報漏えいの防止にもなりますので徹底するよう心掛けます。

・長期間電気機器を使用しない場合は、コンセントからプラグを抜く

電気機器は、使用していないときも微弱な電力を消費しています。本町では、コンセントから不要な電気機器のプラグを抜くことによりこれらの電力消費を削減します。

・ガスコンロでの沸かし過ぎ防止

ガスコンロの沸かし過ぎ防止や、ガスコンロの炎が「やかん底」からはみ出さないよう努めることで、燃料使用量の抑制を図ります。

4. 自動車の使用に関する取組

自動車の適正な利用は、自動車の燃料使用量の削減や、大気汚染の防止につながる有用な取組です。本町では以下の取組を推進します。

・ 公用自転車の活用

公用自転車を有効活用し、出張時における駅への送迎等に公用自動車の利用を控えます。

・ 急発進・急加速の禁止

急発進、急加速はエネルギーの浪費になるほか、事故等を引き起こす危険があります。

・ 無駄なものを積まない

必要のないものを積んだままで走行すると、エネルギーの浪費につながります。

・ アイドリングストップの実施

荷物の積みおろしや、人待ちなどでは短い時間であっても、必ずエンジンを切るよう努めます。

・ 経済速度で運転する

一般道路なら時速40km程度、高速道路なら時速80km程度で走るのが経済的な走り方とされています。

・ 公共交通機関の活用

バスや鉄道といった公共交通機関は、1度に多くの人を運ぶことができるため、1人の移動にかかるエネルギー量は、乗用車を利用する場合の3分の1以下です。

・ マニュアル車は早めにシフトアップする

エンジンを高速回転で使うほど二酸化炭素や窒素酸化物の排出量が増大します。

・ エアコンの使用を控える

エアコン使用は、エンジンに負荷がかかり、回転数が高くなるため、結果として燃料の使用量が増加します。

5. ごみの減量化に関する取組

ごみ行政の基本政策は、廃棄物等の発生を抑制するとともに、排出された資源物の再利用をより一層促進し、環境負荷への低減を図ることです。また、ごみの発生抑制を進めるためには、町だけではなく、住民、事業者が一体となって進めることが必要です。

今後、粗大・不燃ごみの有料制度の導入をはじめ、ごみの発生抑制を目的とした具体的な対策を展開し、温室効果ガス排出量の削減につなげていきます。

なお、各職場の事務・事業の推進にあたっては、推進員（課長級職員）が中心となって、以下のような取組を促進します。

[各職場での職員による取組]

1. 発生抑制（リデュース）

- ・ 事務室から出る紙ごみは、「ティッシュペーパーだけ」という程度まで紙の分別回収を徹底し、個人用のごみ箱を順次少なくします。（オフィスペーパーは、シュレッダーかリサイクルのみ）
- ・ 詰替え可能な洗剤、事務用品などを優先的に購入・使用します。
- ・ 長期使用が可能な製品を購入するとともに、長期使用を心掛けます。
- ・ 店舗利用時には、レジ袋を受け取らず、エコバッグ（マイバッグ）を利用します。

2. 再使用（リユース）

- ・ 事務用品は、大切に使用し、最後まで使い切ります。
- ・ 事務用機器や電化製品などに不具合が生じた場合でも、修理して再使用するなど、可能な限り長期利用を図ります。

3. 再資源化（リサイクル）

- ・ 使用済み用紙、新聞紙などの古紙回収BOXへの回収、リサイクルを徹底します。（但し、機密文書等については従来通り、機密の保持を重視した処理を行います。）
- ・ トナーカートリッジ、インクカートリッジなどのリサイクルを徹底します。

4. 適正廃棄

- ・ 町が主催する各種行事・イベントでは、廃棄物の抑制、分別、適正な処理・処分について配慮します。

第2節 省エネ・新エネ設備導入に関する取組

本節では、既存の設備・機器等の改修や更新時における温室効果ガスの排出を抑制するため、次の取組について検討します。

1．省エネルギー設備の導入

省エネルギー設備の導入の一手法であるE S C O (Energy Service Company) 事業は、顧客の省エネルギー効果をE S C O事業者が保証したうえで、ビルや工場などにおける省エネルギー改修を促進する事業であり、コスト削減と同時に地球温暖化対策の一環としても導入が期待される新しい省エネルギーサービス事業です。

本町では、大阪府や近隣自治体と連携しながら、E S C O事業の導入手法の研究を進めると同時に、町内の公共施設におけるE S C O事業導入の可能性を検討します。

この他にも照明や空調などの電力やガス、灯油などのエネルギーの消費を伴う設備について、その設備の改修や、施設の大規模改修時に併せて、エネルギー消費の少ない設備の導入を検討するとともに特定機器（ ）については、エネルギー消費効率の良い機器の導入を検討します。

「特定機器」…エネルギー多量消費機器（自動車、電気機器、ガス・石油機器等）のうちエネルギーの使用の合理化に関する法律で指定するもの

2．低公害車の導入

大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない自動車を一般に「低公害車」といいます。

本町では、公用車買い替え時には、ハイブリッド車、天然ガス車、低燃費かつ低排出ガス認定車などの低公害車の積極的な導入を進めていきます。

3．効率的なエネルギーの選択

燃料はその種類によって、単位熱量あたりの温室効果ガス排出量（表4-2-1参照）が異なります。

本町では、このような情報を参考にして、可能な限り、温室効果ガスの排出が少ない燃料の選択を図ります。

表 4 - 2 - 1 単位熱量あたりの温室効果ガス排出量

燃料	単位	単位燃料あたりの 熱量 (MJ/kg, L, m ³)	単位熱量あたりの 温室効果ガス排出量 (kg-CO ₂ /MJ)
都市ガス	m ³	41.1	0.0506
L P ガス	Kg	50.2	0.0598
ガソリン	L	34.6	0.0671
灯油	L	36.7	0.0678
軽油	L	38.2	0.0686
A 重油	L	39.1	0.0693

参考資料)「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条」

4 . 新エネルギーの導入

新エネルギーとは、化石燃料の代替を図るために従来利用されていなかったエネルギーのことをいいます。主なものは、表 4 - 2 - 2 のとおりです。

表 4 - 2 - 2 主な新エネルギー

再生可能エネルギー	太陽光発電(太陽電池)、太陽熱利用、風力、中小水力発電等
リサイクル型エネルギー	廃棄物発電、廃棄物焼却熱、ごみ固形燃料、バイオマス等
その他のエネルギー	コージェネレーション、燃料電池

新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法では、新エネルギー利用等の促進を加速化させるために、地方公共団体が果たすべき役割は、「自らが積極的に関係施設への新エネルギーの使用を進めなければならない。」とされています。

本町においても施設の大規模改修時に併せて新エネルギーの導入についても検討し、化石燃料の消費に伴って発生する温室効果ガスの削減を図ります。

第5章 実施・運用について

第1節 作業の内容

本計画では、計画期間を平成19年度から平成23年度としています。計画期間中は、以下に示す作業を毎年度行います。作業の流れは、図5-1-1に示すとおりです。

1. 総排出量の算定

温室効果ガスの発生要因となる活動量の調査を行い、毎年度の総排出量を算定します。

2. 取組状況の把握

本町職員の取組の状況を毎年度把握します。

3. 評価

算定した総排出量や取組の状況等から、当該年度における温室効果ガスの排出状況について評価を行います。

4. 見直し

評価の結果から、必要に応じた見直しを行います。

5. 公表

評価の結果について、町広報紙とホームページによる公表を毎年度行います。

6. 推進

職員のさらなる取組を図るために研修会等を開催します。

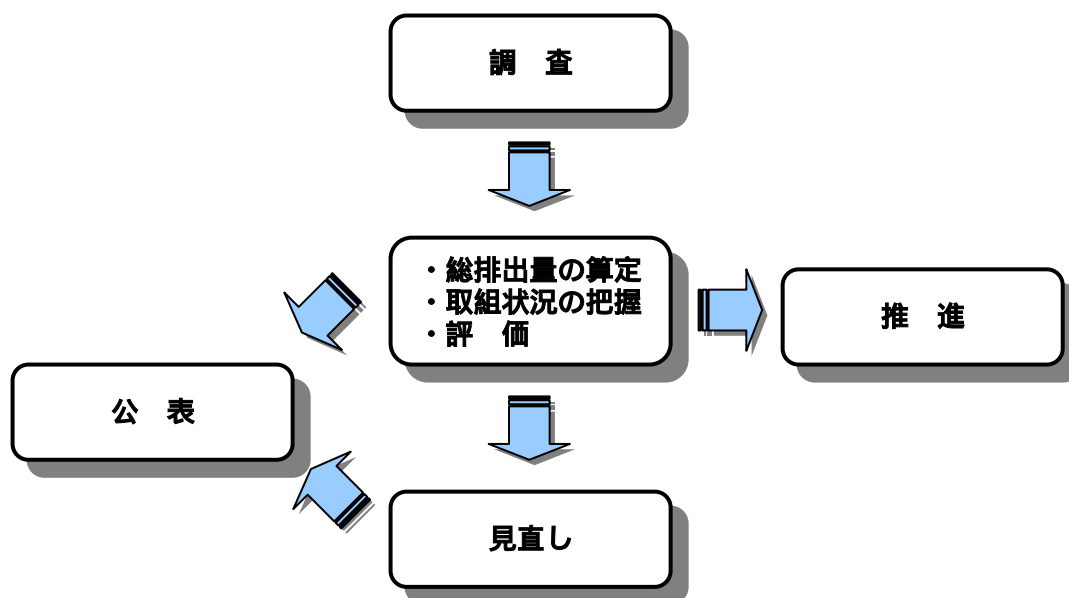


図5-1-1 作業の流れ

第2節 公表（住民への啓発）

本計画は、町の事務・事業から排出する温室効果ガスの削減について、具体的な目標を掲げるとともに、その達成状況を公表することにより、最終的に家庭、事業者における地球温暖化対策を促進するものです。

このため、毎年度、温室効果ガスの総排出量の算定や、本町職員の取組の状況等から、当該年度における温室効果ガスの排出状況についての評価は、広報紙やホームページ等のメディアなどあらゆる機会を通じて公表していきます。

また、計画の達成状況の公表による啓発効果をより高め、家庭における省エネルギー行動を一層促進するため、次の啓発活動についても進めます。

1．環境教育の推進

「環境展」や子どもへの環境教育を重視した「環境セミナー」の開催を通じて、住民の意識の向上に努めます。

2．ごみの発生抑制と分別の促進

粗大・不燃ごみの有料制度をはじめ、ごみの発生抑制を目的とした具体的な施策を住民・事業者・行政が一体となって展開し、温室効果ガスの排出抑制を進めます。

3．省エネルギーに関する情報の提供

環境関連イベントをはじめ、広報紙やホームページ、環境家計簿の普及などを通じて、省エネルギーに関するあらゆる情報を発信し、住民や事業者への地球温暖化対策推進の機運を高めます。

第3節 推進体制の強化

策定した計画は、全職員が一丸となって、着実に実施・運用していく必要があります。

そのために本町では、「熊取町地球温暖化対策推進委員会設置要綱」に基づいて、従来の推進体制を、より一層強化した計画の実施・運用を行うため、推進責任者に対し、取組内容について評価、指導する権限を有する「総括推進責任者」を配置するとともに、各課における計画推進の中心的な役割を担う推進員への研修を進めるなど、本計画の実行性をより確実なものとなるよう取組の強化を図ります。

計画の推進体制のフローは、図5-3-1に示すとおりです。

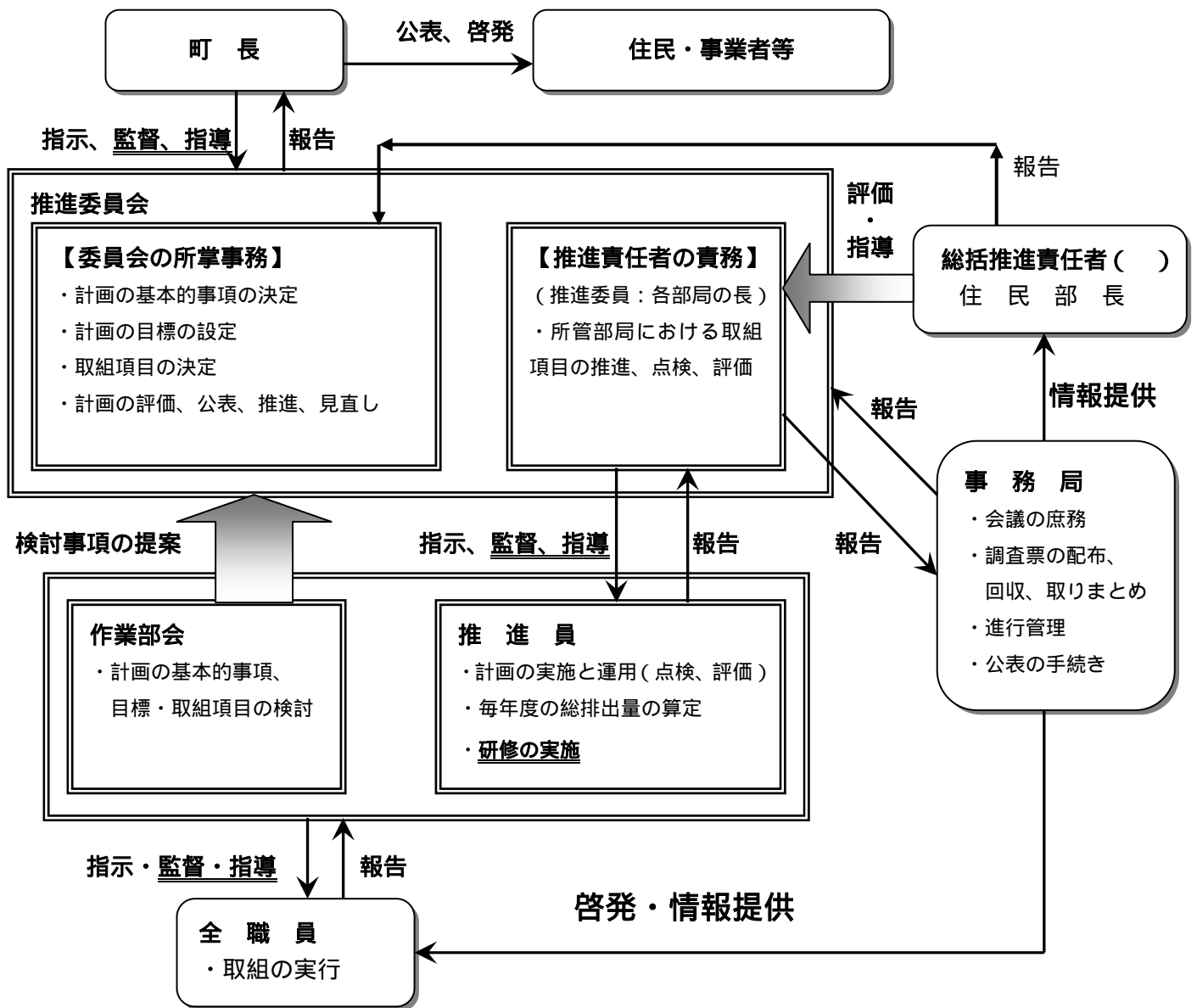


図5-3-1 計画の推進体制フロー

総括推進責任者

本計画の実施・運用を確実なものとするため、推進委員会の中から、住民部長を任命し、本計画の定める範囲内において次の権限を有する。

[総括推進責任者の責任と権限]

- ・ 総括推進責任者は、推進責任者に対し、その所管する部局の取組内容について、評価、指導する責任を有する。なお、推進責任者は、総括推進責任者の評価、指導を踏まえて、本計画を推進しなければならない。
- ・ 総括推進責任者は、推進責任者に対し、所管する部局の取組状況について、いつでも報告、もしくは意見を求めることができる。
- ・ 総括推進責任者は、本計画を念頭においた予算編成及び予算執行がなされているかを調査し、所管する部局の推進責任者に対して、意見を述べる権限を有し、所管する推進責任者は、その意見を尊重しなければならない。

- 資料 編 -

<資料 - 1 熊取町地球温暖化対策推進委員会設置要綱>

(設置)

第1条 本町の事務事業に係る温室効果ガスの排出を抑制するため、地球温暖化対策推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地球温暖化対策実行計画(以下「実行計画」という。)の策定に関すること。
- (2) 実行計画に基づく事業の実施及び実行計画の点検、見直し等に関すること。
- (3) その他、実行計画の推進に関し必要と認められること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、副町長をもって充て、副委員長は、住民部長をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を統括し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて召集し、委員長が議長となる。

(作業部会)

第6条 委員会に、作業部会(以下「部会」という。)を置く。

- 2 部会は、委員会の所掌事務のうち、委員長が指示する事項について調査又は検討し、その結果を委員長に報告する。
- 3 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって構成する。
- 4 部会長は、住民部理事(環境担当)を充て、副部会長は、環境企画課長をもって充てる。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は、部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 部会長は、部会を統括し、部会を代表する。
- 7 部会員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

(総括推進責任者等)

第7条 委員会に、実行計画の実施及び運用の実効性を確保するため、総括推進責任者及び推進責任者を置く。

- 2 総括推進責任者は、住民部長をもって充て、推進責任者には、別表第1に掲げる者をもって充てる。
- 3 総括推進責任者は、推進責任者を統轄し、次の業務を行う。
 - (1) 実行計画の取組状況に係る調査、指導及び評価に関すること。
 - (2) その他、実行計画の実施及び運用の実効性を確保するための措置に関すること。
- 4 総括推進責任者は、実行計画の実施及び運用に必要な範囲において、推進責任者に対し、関係資料

の提出及び説明を要求することができる。

5 推進責任者は、当該担当する部局等に係る実行計画の実施及び運用の徹底を図ることを業務とする。

6 推進責任者は、第3項、若しくは第4項の規定に基づく総括推進責任者からの指示若しくは要求があったときは、当該指示若しくは要求を尊重しなければならない。

(推進員)

第8条 委員会に、実行計画に基づく取組を推進するため、推進員を置く。

2 推進員は、課長級に相当する職員のうち、委員長が指名する者をもって充てる。

3 推進員は、第7条第5項に基づく推進責任者からの指示若しくは要求があったときは、当該指示若しくは要求に従わなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、住民部環境企画課において行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年8月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

委 員	秘書室長 政策推進部長 総務部長 健康福祉部長 都市整備部長 事業部長 水道部長 議会事務局長 消防長 教育次長
-----	---

別表第2（第6条関係）

部 会 員	企画課長 総務課長 財政課長 住民課長 環境センター所長 環境保全課長 福祉課長 子ども家庭課児童室長 建築課長 管理課長 公園課長 下水道課長 上水道課工務専門官 消防署総務課長 学校教育課長 生涯学習推進課長 図書館長 スポーツ振興課長
-------	---

<資料 - 2 地球温暖化対策の推進に関する法律（関係部分抜粋）>

平成 10.10.9

法律第 117 号

最終改正：平成 18 年 6 月 7 日法律第 57 号

（目的）

第 1 条 この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、すべての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることにかんがみ、地球温暖化対策に関し、京都議定書目標達成計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいう。

2 この法律において「地球温暖化対策」とは、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。）その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策をいう。

3 この法律において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。

- (1) 二酸化炭素
- (2) メタン
- (3) 一酸化二窒素
- (4) ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- (5) パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- (6) 六ふっ化硫黄

4 この法律において「温室効果ガスの排出」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。

5 この法律において「温室効果ガス総排出量」とは、温室効果ガスである物質ごとに政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数（温室効果ガスである物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき政令で定める係数をいう。以下同じ。）を乗じて得た量の合計量をいう。

6 この法律において「算定割当量」とは、次に掲げる数量で、二酸化炭素 1 トンを表す単位により表記されるものをいう。

- (1) 気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（以下「京都議定書」という。）第 3 条 7 に規定する割当量
- (2) 京都議定書第 3 条 3 に規定する純変化に相当する量の割当量
- (3) 京都議定書第 6 条 1 に規定する排出削減単位
- (4) 京都議定書第 12 条 3（b）に規定する認証された排出削減量
- (5) 前各号に掲げるもののほか、京都議定書第 3 条の規定に基づく約束を履行する場合において同条 1 の算定される割当量として認められるものの数量

（国の責務）

第 3 条 国は、大気中における温室効果ガスの濃度変化の状況並びにこれに関連する気候の変動及び生態系の状況を把握するための観測及び監視を行うとともに、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定し、及び実施するものとする。

2 国は、温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するとともに、温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮するものとする。

3 国は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、温室効果ガスの排出の抑制等のための地方公共団体の施策を支援し、及び事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、技術的な助言その他の措置を講ずるように努めるものとする。

4 国は、前条第 6 項第 3 号及び第 4 号に掲げる数量の取得、京都議定書第 17 条に規定する排出量取引への参加その他の京都議定書第 3 条の規定に基づく約束の履行のために必要な措置を講ずるものとする。

5 国は、地球温暖化及びその影響の予測に関する調査、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術に関する調査その他の地球温暖化対策の策定に必要な調査を実施するものとする。

6 国は、第 1 項に規定する観測及び監視の効果的な推進を図るための国際的な連携の確保、前項に規定する調査の推進を図るための国際協力その他の地球温暖化に関する国際協力を推進するために必要な措置を講ずるように努めるとともに、地方公共団体又は民間団体等による温室効果ガスの排出の抑制等に関する国際協力のための活動の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体の責務）

第 4 条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置(他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。)を講ずるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第6条 国民は、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力しなければならない。

< 中略 >

(国及び地方公共団体の施策)

第20条 国は、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術に関する知見及びこの法律の規定により報告された温室効果ガスの排出量に関する情報その他の情報を活用し、地方公共団体と連携を図りつつ、温室効果ガスの排出の抑制等のために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めるものとする。

2 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

(政府実行計画等)

第20条の2 政府は、京都議定書目標達成計画に即して、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下この条において「政府実行計画」という。)を策定するものとする。

2 政府実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 政府実行計画の目標

(3) 実施しようとする措置の内容

(4) その他政府実行計画の実施に関し必要な事項

3 環境大臣は、政府実行計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 環境大臣は、政府実行計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

5 環境大臣は、第3項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、政府実行計画を公表しなければならない。

6 前3項の規定は、政府実行計画の変更について準用する。

7 政府は、毎年1回、政府実行計画に基づく措置の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。

(地方公共団体実行計画等)

第21条 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下この条において「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 地方公共団体実行計画の目標

(3) 実施しようとする措置の内容

(4) その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県及び市町村は、毎年1回、地方公共団体実行計画に基づく措置の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。

(事業者の事業活動に関する計画等)

第22条 事業者は、その事業活動に関し、京都議定書目標達成計画の定めるところに留意しつつ、単独に又は共同して、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置(他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。)に関する計画を作成し、これを公表するように努めなければならない。

2 前項の計画の作成及び公表を行った事業者は、京都議定書目標達成計画の定めるところに留意しつつ、単独に又は共同して、同項の計画に係る措置の実施の状況を公表するように努めなければならない。